

# 岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金 について

## 概 要

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために行った県からの要請により放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所が休業した場合において、当該事業所の利用児が事業所の事業再開後（休業明け）もサービスを継続利用することができるようにするために、当該事業所への支援を行うもの。

→ 児童の支給決定市町村において、事業所の休業により当該児が利用しなかった日に係る報酬（基本分）相当額の負担が行われた場合に、その経費に対し補助を行う。

## 事業内容

【実施主体】 市町村

【補助対象】 放課後等デイサービス又は児童発達支援事業所の休業（一部休業を含む）に伴い、サービスを利用しなかった児童の当該日に係る報酬（基本分）相当額を市町村が負担した場合の経費（対象期間：R2. 4. 11～5. 31）

【補助率】 国・地方負担相当部分（全体の9/10）… 県3/4・市町村1/4  
利用者負担相当部分（全体の1/10）… 県10/10

